

# 住宅に太陽光発電システムを設置しませんか？

**補助制度ができました！**

町では、循環型社会の形成及び低炭素社会づくりを推進するため、住宅に太陽光発電システムを設置される方に対して補助金制度を創設しました。これにより、地域活性化と併せて、地球温暖化防止対策の促進を図ります。

## ■補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ① 町内に住所を有し(町内に新たに住宅を建設又は購入する方を含む)、居住する方
- ② 町内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方か、町内において発電システム付きの住宅(新築に限る)を購入する方
- ③ 町内に住所を有する事業者から太陽光発電システムを購入する方
- ④ 町税等を滞納していない方
- ⑤ 太陽光発電システムを設置後1年間にわたり、省エネ度等に関する報告書を提出する方

**※平成21年4月1日以降に契約した太陽光発電システムが対象になります。**

**※町外に住所を有する事業者から太陽光発電システムを購入する(した)場合は、補助対象になりません。**

## ■補助の対象となる発電システム

- ① 省エネナビが設置されていること。
- ② 未使用のものであること。(中古品は対象外)
- ③ 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をし、電力会社と電灯契約を締結できるもの。
- ④ 太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。



## ■補助金の額

町の補助金に併せて、要件を満たせば国の補助金も受け取ることができます。町と国の補助制度ともに、太陽電池の最大出力1kWあたり7万円が補助金額となります。補助金の上限額は町が35万円、国が70万円(未満)になります。

### 【補助金の計算例】

最大出力の値	町補助金	国補助金	補助金合計 (町補助金+国補助金)
3.68kW	7万円×3.68kW =257,600円	同左	515,200円
	257,600円	257,600円	
5.4kW	7万円×5.4kW =378,000円	同左	728,000円
	350,000(上限額)	378,000円	

斜里町 総務環境部 環境保全課 環境衛生係  
電話 23-3131(内線124, 146)/FAX 22-2040

## 【町と国の補助金の補助対象要件の主な違い】

- ① 国の補助金には、太陽光発電システムの価格が1kWあたり70万円(税抜き)以下という制限があること。
- ② 国の補助金の募集期間(平成21年度)に、平成22年1月29日までという期限があること。(町の補助金は、年度末までに実績報告書を提出する必要があります。)  
※国の補助金の申請にあたっては、指定機関に対して別途申請する必要があります。詳細は「国の太陽光補助制度と新たな買い取り制度」(別ファイル)をご覧ください。

## ■町補助金交付までの手続きの流れ（これから太陽光発電システムを設置する場合）

- ① 町環境保全課へ問い合わせ。(申請者)
- ② 補助金等交付申請書一式を町環境保全課へ提出。(申請者 → 町)

### 【補助金交付申請書への添付書類】

- ・経費の内訳が明記されている契約書の写し
- ・太陽光発電システムの最大出力値が確認できるもの
- ・行政サービス等の制限に関する条例に基づく滞納状況確認書
- ・借家の場合は所有者の承諾を受けていることを確認できるもの(任意書式)

- ③ 町で審査後、補助金交付決定通知書により申請者に通知。(町 → 申請者)
- ④ 工事着手。(申請者)
- ⑤ 工事完了。電力会社との電力供給契約の締結。(申請者)
- ⑥ 補助金等実績報告書一式を町環境保全課へ提出。(申請者 → 町)

### 【補助金等実績報告書への添付書類】

- ・発電システムの設置費に係る領収書の写し
- ・発電システムの設置状態を示す写真
- ・竣工検査書の写し
- ・住民票

- ⑦ 町で審査後、補助金等確定通知により申請者に通知。(町 → 申請者)
- ⑧ 町から申請者に対して補助金の交付。(町 → 申請者)  
※まずは、町環境保全課へお問い合わせください。



## ■太陽光発電の新たな買い取り制度

太陽電池を使って家庭でつくられた電力のうち、余った電力を電力会社に売ることができます。今年の11月1日から、電力会社への売電単価が、従来の2倍となり、住宅用太陽光発電システムを導入するメリットが高まっています。新たな買い取り制度の詳細については、「国の太陽光補助制度と新たな買い取り制度」(別ファイル)をご覧ください。

斜里町 総務環境部 環境保全課 環境衛生係  
電話 23-3131(内線124, 146)/FAX 22-2040